

附 帯 決 議

議案第 10 号令和 5 年度長久手市一般会計補正予算（第 12 号）第 2 条に規定する繰越明許費の補正のうち、9 款 4 項歴史民俗体験施設整備事業の執行にあたっては下記の事項に留意して速やかに進めること。

- 1 古民家について、文化財保護法の趣旨と第三条の規定「政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」に則り、施策を講ずること。
- 2 令和 5 年度長久手市一般会計予算は、令和 4 年度予算の附帯決議「善意の第三者である古民家寄附者の意思を損なわないようにするため、早急に撤去、保管し、整地をすること。」を踏まえ、適切に執行すること。また今後は、一般財源を大きく圧迫する事のないよう本当に必要とされるものを精査し、経費の節減に努めること。
- 3 法令に則り、今後は、文化財行政は教育委員会に託されることとなったので、古民家の移築を含めた文化財行政の執行にあたっては、教育委員会の方針（決定事項）に従うこと。
- 4 市民及び議会に対して、今後の古民家に関する一連の状況については、積極的な情報発信とともに説明をすること。

長久手市議会